



2019 秋田のまもり

安全で安心な秋田を守る力強い警察
～県民に寄り添い 県民とともに～



秋田県警察

2019年 秋田県警察運営の基本方針と重点目標

基本方針

安全で安心な秋田を守る力強い警察

県民に寄り添い 県民とともに



重点目標

社会環境の変化に対応した警察機能の強化

犯罪の起きにくい社会づくりの推進

交通死亡事故の抑止

重要犯罪・組織犯罪への的確な対応

少年非行防止・保護総合対策の推進

テロの未然防止・大規模災害を含めた緊急事態等への的確な対応

被害者支援の推進

「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」に向けた総合対策の推進

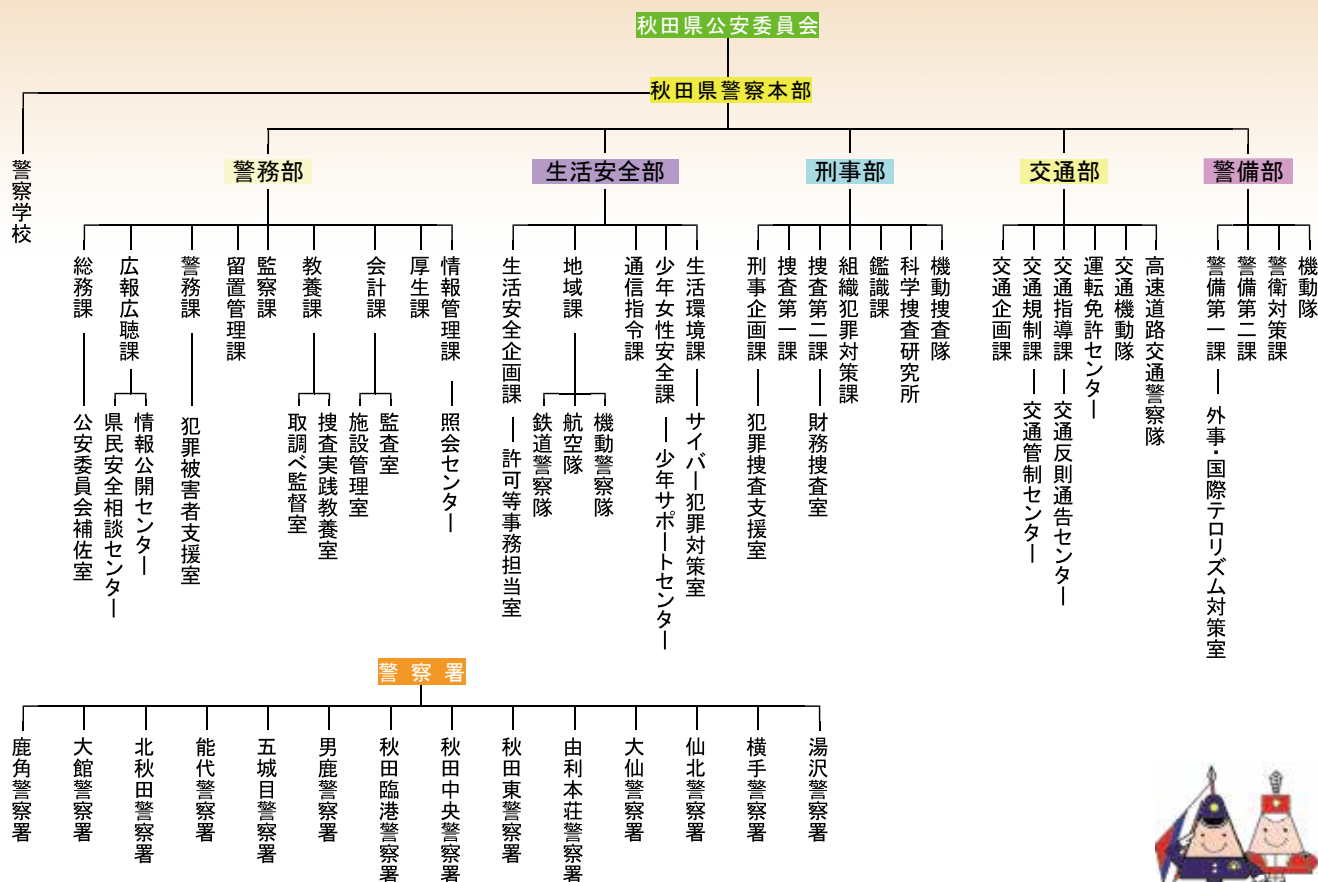
目次

I N D E X

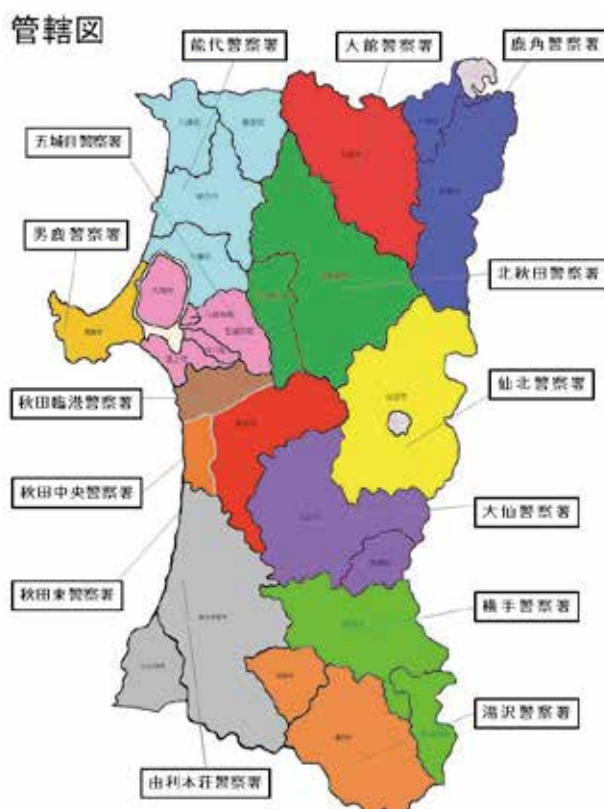
第1 警察の組織	1
1 秋田県警察の仕組み	1
2 あなたの街の警察署	1
3 秋田県公安委員会	2
第2 最近の犯罪情勢と対策	3
1 最近の治安情勢	3
2 特殊詐欺	5
3 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備	6
第3 安全で安心な社会の実現	9
1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	9
2 高齢者を犯罪の被害から守る活動	9
3 子供を守る対策	10
4 少年の非行防止対策	11
5 女性を守る対策	13
6 交番・駐在所等の活動	14
7 山岳遭難・水難救助活動	15
8 警察安全相談の充実強化	16
9 犯罪被害者支援活動	17
第4 生活経済事犯対策の推進	18
1 生活経済事犯対策	18
2 環境事犯対策	18
第5 サイバー空間の安全の確保	19
1 サイバー空間を巡る脅威の情勢	19
2 サイバー空間の脅威への対処	19
3 サイバー空間の脅威に対する官民連携の推進	19
第6 組織犯罪対策	20
1 暴力団対策	20
2 薬物銃器対策	21
3 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策	22
第7 安全かつ快適な交通の確保	23
1 平成30年中の交通事故発生状況	23
2 平成30年中の交通死亡事故の主な特徴	23
3 高速道路における交通事故発生状況	23
4 交通安全意識の醸成に向けた警察の取組	24
5 県民生活に適応した交通環境の整備	25
第8 重大事案への対応及び警衛・警護警備活動	26
1 災害等への対応	26
2 テロの未然防止対策	26
3 警衛・警護	26
第9 県民に開かれた警察活動	27
1 警察署協議会	27
2 情報公開	27
3 苦情の適正な処理	27
4 安全、安心情報の提供	28
第10 警察活動の基盤	29
1 県警察の体制	29
2 教育訓練	29
3 県警察の装備	30
4 警察活動を支える情報管理	30
◆お知らせ◆	31

第1 警察の組織

1 秋田県警察の仕組み



2 あなたの街の警察署



警察本部	☎(018)863-1111
鹿角警察署	☎(0186)23-3321
大館警察署	☎(0186)42-4111
北秋田警察署	☎(0186)62-1245
能代警察署	☎(0185)52-4311
五城目警察署	☎(018)852-4100
男鹿警察署	☎(0185)23-2233
秋田臨港警察署	☎(018)845-0141
秋田中央警察署	☎(018)835-1111
秋田東警察署	☎(018)825-5110
由利本荘警察署	☎(0184)23-4111
大仙警察署	☎(0187)63-3355
仙北警察署	☎(0187)53-2111
横手警察署	☎(0182)32-2250
湯沢警察署	☎(0183)73-2127

3 秋田県公安委員会

■公安委員会制度

公安委員会は、警察の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会で、県民の良識を代表して、警察の業務に県民の考えを反映させるなどの重要な役割を果たしています。

国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理しています。

秋田県公安委員会は、県知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員で構成されています。

委員の任期は3年です。

■公安委員会の役割

公安委員会は、管内における事件、事故及び災害の発生等に対する警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、警察本部長等から報告を受け、必要な提言を行っています。

定例会議は、おおむね週1回開催しており、平成30年中は、41回開催しています。

そのほか、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を取り扱っています。



定例会議

■公安委員会の活動

公安委員会は、定例会議のほか、警察活動の視察、警察署長会議・警察署協議会への出席、警察職員との意見交換など、様々な活動を行い警察業務の把握に努めています。



警察署長会議への出席



交番・駐在所の視察

■苦情の申出制度

警察職員の職務執行について苦情がある方は、公安委員会に対し、苦情の申出をすることができます。公安委員会は、苦情の申出があったときは、調査結果等を文書により申出者に通知しています。

●秋田県公安委員会ホームページ (<http://www.police.pref.akita.jp/kouan/>)

公安委員会の定例会議の開催概要や主な活動状況は、ホームページで公開しています。

第2 最近の犯罪情勢と対策

1 最近の治安情勢

■刑法犯の認知・検挙状況

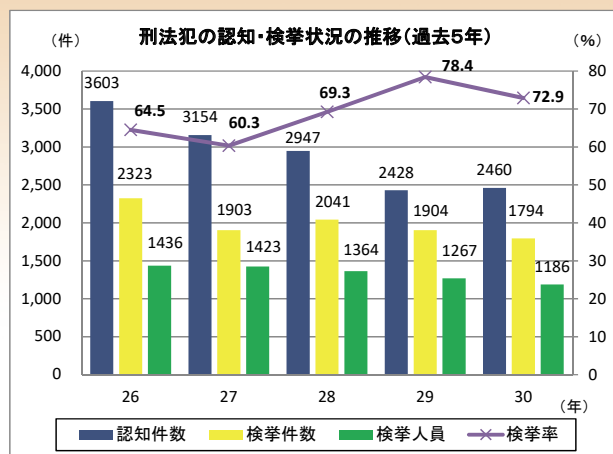
県内の刑法犯認知件数は、3年連続で3,000件を下回りました。

平成30年の認知件数は2,460件で、前年に比べ32件(1.3%)増加しました。

検挙件数は1,794件で、前年に比べ110件(5.8%)減少しました。

検挙人員は1,186人で、前年に比べ81人(6.4%)減少しました。

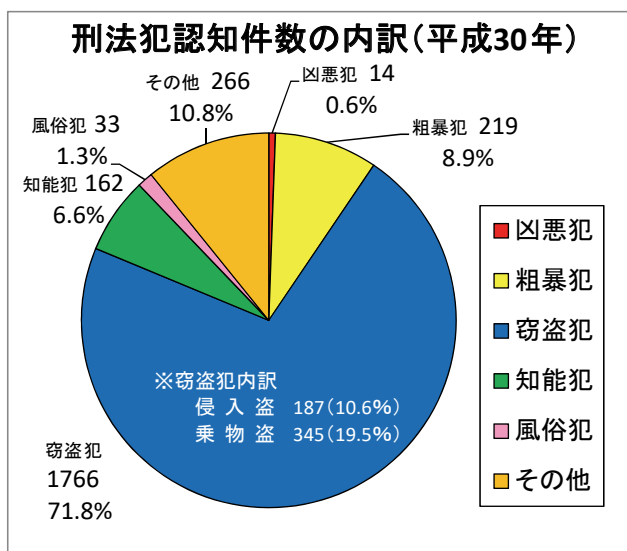
検挙率は72.9%で、前年に比べ5.5ポイント減少しました。



■犯罪の特徴

平成30年の

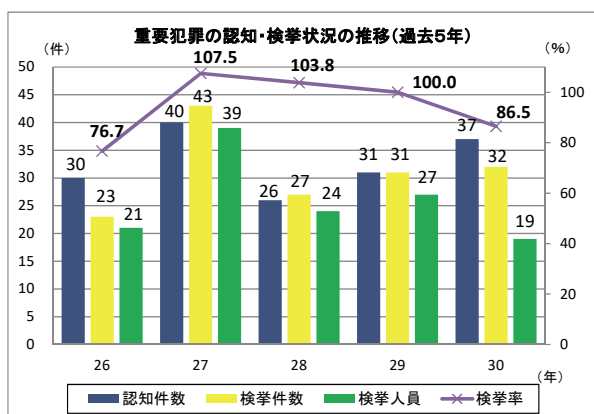
- 殺人、強盗等の凶悪犯の認知件数は14件で、前年に比べ3件(17.6%)減少
- 暴行、傷害等の粗暴犯の認知件数は219件で、前年に比べ37件(20.3%)増加
- 侵入盗、乗り物盗等の窃盗犯の認知件数は1,766件で、前年に比べ10件(0.6%)増加
- 詐欺、横領等の知能犯の認知件数は162件で、前年に比べ31件(16.1%)減少
- 強制わいせつ等の風俗犯の認知件数は33件で、前年に比べ5件(17.9%)増加
- 住居侵入、器物損壊等のその他の刑法犯の認知件数は266件で、前年に比べ14件(5.6%)増加しました。



■重要犯罪の認知・検挙状況

平成30年の重要犯罪(注)の認知件数は37件、検挙件数は32件、検挙人員は19人で、前年に比べ認知件数は6件(19.4%)増加、検挙件数は1件(3.2%)増加、検挙人員は8人(29.6%)減少しました。

(注)「重要犯罪」～殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつの罪をいう。



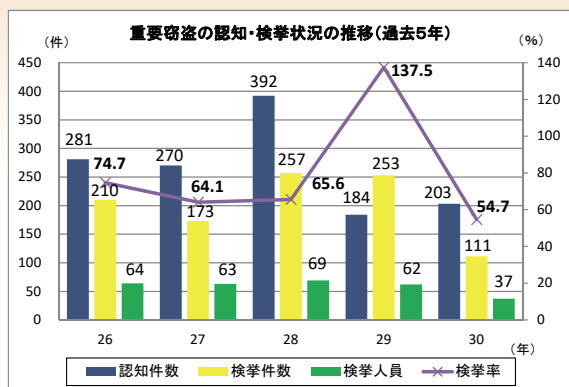
重要犯罪の罪種別認知状況(過去5年)

罪種	年次	平 2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
殺 人		3	7	4	7	2
強 盗		2	5	2	1	3
放 火		7	7	5	5	6
強 制 性 交 等		2	5	5	4	3
略 取 誘 拐 人 身 売 買		0	1	0	0	1
強制わいせつ		1 6	1 5	1 0	1 4	2 2
合 計		3 0	4 0	2 6	3 1	3 7

■重要窃盗犯の認知・検挙状況

平成30年の重要窃盗犯（注）の認知件数は203件、検挙件数は111件、検挙人員は37人で、前年に比べ認知件数は19件（10.3%）増加、検挙件数は142件（56.1%）減少、検挙人員は25人（40.3%）減少しました。

（注）「重要窃盗犯」～侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりの手口をいう。



重要窃盗犯の手口別認知状況（過去5年）

手口 \ 年次	平 2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
侵 入 盗	2 6 8	2 5 1	3 7 8	1 7 1	1 8 7
自 動 車 盗	1 0	1 1	1 1	1 0	1 1
ひったくり	0	4	0	0	2
す り	3	4	3	3	3
合 計	2 8 1	2 7 0	3 9 2	1 8 4	2 0 3

■犯罪の抑止対策

●街頭防犯カメラの設置促進

犯罪の発生が多い地域に街頭防犯カメラを設置し、犯罪の被害防止を図っています。

また、自治体や事業所等に対しても街頭防犯カメラの設置を働き掛け、地域住民の安全安心を確保するように努めています。



街頭防犯カメラの設置

●鍵掛け等盗難被害防止対策

自転車の街頭指導や駐車場等のロックパトロール、各種広報活動等を実施し、鍵掛けによる盗難被害の防止に努めています。

●店舗対象の強盗対策

全国では、金融機関やコンビニエンスストア等を対象とした強盗が後を絶たない状況にあります。

県内においては、平成25年12月に銀行対象の強盗、平成27年6月にコンビニエンスストア対象の強盗が発生し、いずれもその場で犯人を逮捕しています。これ以降の発生はありませんが、金融機関やコンビニエンスストア等に対する防犯指導や強盗対応訓練を実施し、被害の未然防止や発生時の早期検挙に努めています。



駐輪場等のロックパトロール



金融機関における強盗対応訓練

2 特殊詐欺

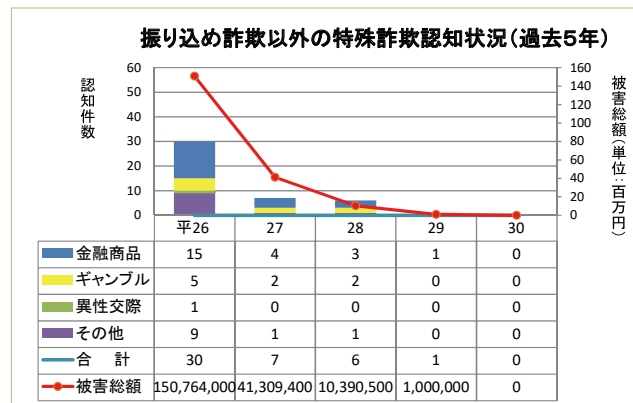
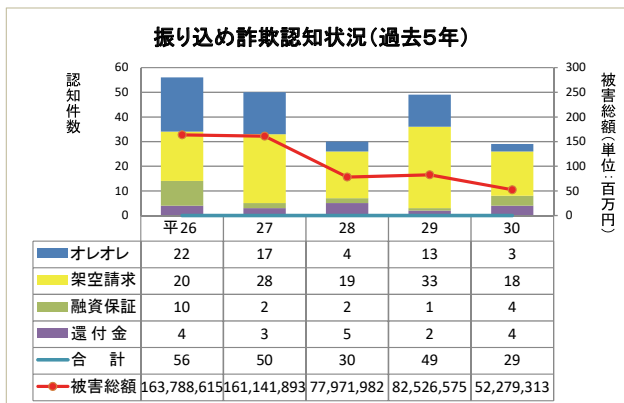
特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む）の総称です。

平成30年における秋田県内の特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、前年より減少しているものの、類型別では、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の被害が増加しているほか、依然として架空請求詐欺による被害が高水準で推移しているなど、深刻な状況にあります。

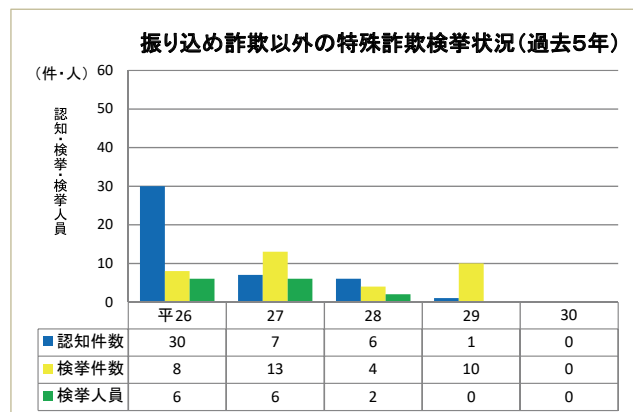
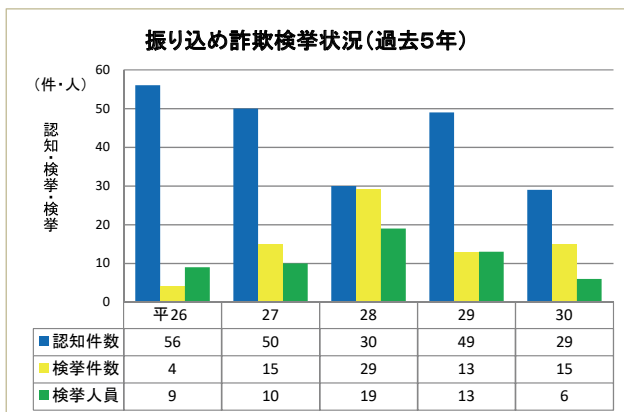
犯行グループは、被害者にとって身近で興味を示しやすい話題を名目としたり、複数の人物が入れ替わり電話をかけて、特殊詐欺と察知されにくい演出を行うなど、だまし方も巧妙になっています。

県警察では、依然として大きな被害が発生しているこれら特殊詐欺を撲滅するため、引き続き諸対策を推進しています。

■特殊詐欺事件の認知状況



■特殊詐欺事件の検挙状況



■抑止対策

県警察では、特殊詐欺の被害を防止するため、県警ホームページやYahoo!防災速報などを活用した広報啓発活動を始め、巡回連絡による防犯指導、各種会合における寸劇や防犯講話などにより、特殊詐欺の犯行手口を周知するよう努めています。

また、金融機関やコンビニエンスストア等との連携を強化し、声掛けや通報により被害を防止するための訓練を実施したり、コンビニエンスストア全店舗に「電子マネー被害防止封筒」を配布し、電子マネー購入者への積極的な声掛けを促すなど水際対策を強化しています。さらに、物理的に被害を防止するため、ATM利用限度額の引下げ促進や自動通話録音警告機の活用など、総合的な対策の推進によって、特殊詐欺に対する社会全体の抵抗力を高め、被害の撲滅に努めています。



電子マネー被害防止封筒

3 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

■初動警察活動の強化及び組織捜査の推進

事件発生時には、管轄の警察官、機動捜査隊員等が現場に急行し、犯人の確保や二次被害の防止措置等を実施するなど初動警察活動を強化しています。

また、重要犯罪や重要窃盗犯の早期検挙のため、捜査・鑑識・科学捜査部門が一体となり、組織的捜査活動を推進しています。

●通信指令体制の強化

県警察では、平成23年4月、これまでの通信指令室を通信指令課にするとともに、平成27年3月には、通信指令システムを更新するなど、通信指令機能の強化及び事案対応力の向上等を図っています。

●110番通報への対応

110番は、県内どこからかけても警察本部につながり、緊急性のある事件・事故のほか、不審者情報等についても通報をお願いしています。通報を受理した通信指令課では、直ちに通報内容を管轄の警察署や出動中のパトカー等に指令し、警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備等を発令しています。

また、110番全体の7割以上を占める携帯電話からの通報に的確に対応するため、音声通話と同時に通報者の位置情報が通知されるシステムを導入し、事件・事故現場へ速やかに臨場できるよう努めています。

このほか、聴覚や言語の不自由な方のために、
メール110番 (mail_110@police.pref.akita.jp)

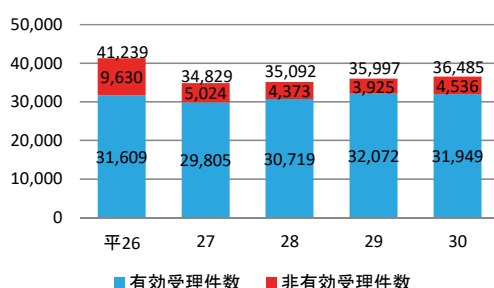
FAX110番 (018-823-1110)
を運用しています。



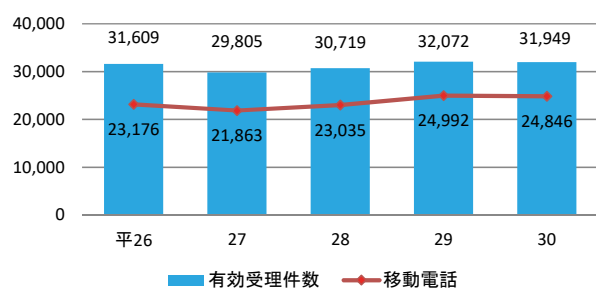
通信指令課 通信指令室



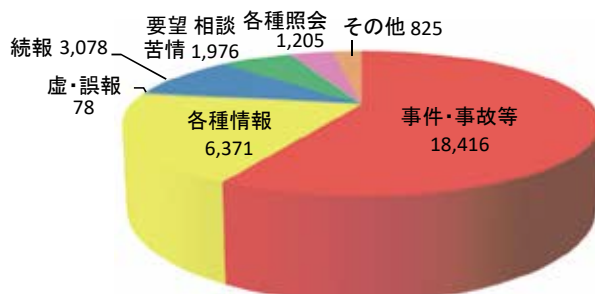
110番受理件数



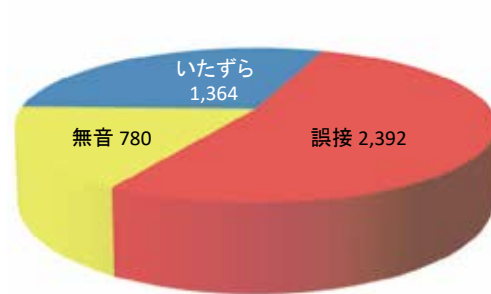
携帯電話の推移



有効受理件数内訳(平成30年)



非有効受理件数内訳(平成30年)



※ 110番試験・通報器試験を除く

■科学技術の活用

●現場鑑識活動

現場鑑識活動は、犯罪現場から各種の証拠物件や指紋等の現場資料を発見・収集し、事件解決に必要な情報を得ることであり、犯罪鑑識の原点です。

科学捜査の重要性が高まる中、最新の技術や機器を駆使した現場鑑識活動が行われています。



足跡の採取



警察犬の活動

●指掌紋自動識別システム

県警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録し、自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用して犯人の割り出しや余罪の確認等に活用しています。



指掌紋自動識別システム

●DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する検査法です。

現在では、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組み合わせの場合でも、約4兆7000億人に1人という確率で個人識別が可能となっています。

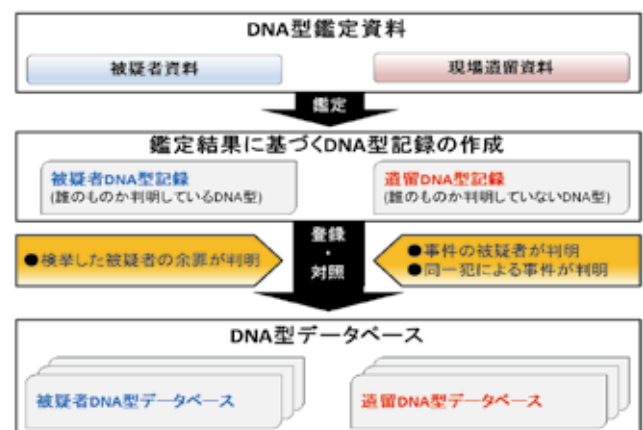
DNA型鑑定は主に犯罪捜査等に活用されており殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも成果を上げています。また、被疑者DNA型記録と犯人が犯罪現場に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用しています。



DNA型の解析



DNAの増幅



犯罪捜査におけるDNA型鑑定、DNA型データベースの活用

■県民からの情報提供の促進

●情報提供依頼と公開捜査

県警察では、ウェブサイトなど様々な媒体を活用して、捜査に対する協力、事件に関する情報の提供を広く呼び掛けています。

また、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、必要がある場合は、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行う場合があります。

●捜査特別報奨金制度の活用

警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図るため、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金を導入し、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で対象となる事件等について広報しています。

対象事件は、県警察ウェブサイト（<http://www.police.pref.akita.jp>）でも閲覧できます。



●匿名通報ダイヤルの活用

匿名による犯罪の通報を受け付ける電話番号として匿名通報ダイヤルがあります。

匿名通報ダイヤルとは、暴力団が関与する犯罪等、犯罪インフラ事犯、薬物事犯、拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等の検挙や被害者の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、匿名による通報を電話やウェブサイト上で受け、これを警察に提供しているものです。

有効な通報には最大10万円の情報料が支給されます。

フリーダイヤル 0120-924-839

ウェブサイト <http://www.tokumei24.jp>



第3 安全で安心な社会の実現

1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県内の刑法犯認知件数は、17年ぶりに増加に転じています。自治体や関係機関、防犯ボランティア団体との連携を一層強化し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を行うなど、「日本一、安全で安心な秋田」の実現に向けた取組を推進しています。

■地域安全ネットワーク活動



地域安全ネットワーク推進交流会

県警察では、町内会や自治体、学校等との間に「秋田県地域安全ネットワーク」を構築し、各種広報媒体や研修会等を通じて防犯に必要な情報を発信するとともに、様々な機会を通じて地域の要望を把握し、これを警察活動に反映するように努めています。

また、地域の事業所にも自主的な防犯活動を呼び掛け、地域における重層的なネットワークの構築に努めています。



ボランティア団体に対する講習会

■自主防犯活動への支援

県警察では、青色回転灯装備車を活用したパトロールや「子供見守り活動」等の自主防犯活動が効果的に行われるよう、地域における犯罪情報の提供や各種研修会を通じ、活動に関する助言や青色回転灯の無償貸与を行うなど、地域住民の自主防犯活動を支援しています。

■事業者との連携

県警察では、重層的な地域安全ネットワークの構築による「犯罪の起きにくい社会づくり」を体現するため、地域の事業者と積極的に連携し、協定や覚書に基づくパトロールや犯罪の被害防止に関する広報啓発活動を推進しています。



事業者との協定式

2 高齢者を犯罪の被害から守る活動

■高齢者安全・安心アドバイザーの活動



寸劇による広報啓発活動

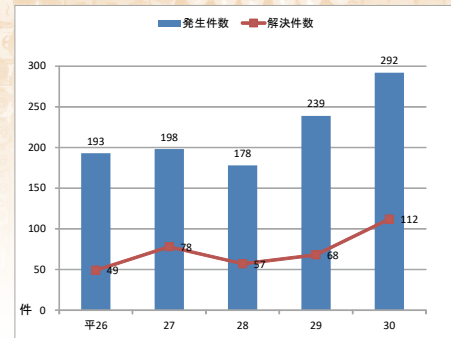
県警察では、高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を防止するため、高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を訪問し、特殊詐欺の被害状況や犯行手口を紹介するなど、被害を未然に防止するための啓発活動を行っています。

また、高齢者を対象とした防犯教室では、寸劇や紙芝居を取り入れて犯行手口を紹介するなど、高齢者の防犯意識の向上による被害の防止に努めています。

3 子供を守る対策

■前兆事案に対する先制・予防的活動

県警察では、児童・生徒を対象とした性犯罪等を未然に防止するため、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙、指導・警告等の措置を講じるなど、先制・予防的活動を積極的に推進しています。



児童・生徒を対象とした前兆事案
発生状況（過去5年）

■犯罪から子供を守るための施策

●学校周辺、通学路の安全対策



スクールサポーター等の活動

県警察では、通学路等における子供の安全を確保するため、パトロールやスクールサポーターによる警戒等を強化しています。

また、学校や子供見守り隊に対する情報提供や研修会を開催するなど、子供の被害防止に関する活動の支援を行っています。

●関係機関・団体等と連携した活動 （非行・犯罪被害防止教室）

県警察では、学校と連携し、小学校等において学年や理解度に応じ、「なまはげNEWS隊」を活用した寸劇やロールプレイ方式等による、子供の参加型・体験型の非行・犯罪被害防止教室を開催しています。

また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導を行っています。



なまはげNEWS隊による非行・
犯罪被害防止教室

・情報発信活動

県警察では、学校等教育機関との情報共有体制を整備し、子供に対する声掛け事案等の発生に関する情報をEメールで提供しています。不審者情報等については、県警察ホームページにも掲載し、広く県民の周知を図っています。

また、防犯団体や少年保護育成委員と連携した街頭キャンペーンのほか、ミニ広報紙や地域安全メール、研修会、安全・安心まちづくりフェスタの開催等を通じて、子供を犯罪の被害から守るための情報を発信しています。



安全・安心まちづくりフェスタ

・社会参加活動

県警察では、少年保護育成委員や大学生少年サポーターなどと連携し、農業（チャイルド・ファーム）等の生産体験活動を通じた少年の立ち直り支援、少年の柔道・剣道のスポーツ交流、健全育成座禅会、学校への訪問活動等を行っているほか、地域の方々と協力して、伝統行事等への参加など少年の社会参加活動を行っています。



農業（チャイルド・ファーム）を通じた立ち直り支援活動

●「チャイルド・セーフティ・センター」の活動



チャイルド・セーフティ・センター員の声掛け活動

「チャイルド・セーフティ・センター」（※）では、

- ・ 非行やいじめ、不登校、児童虐待等の悩みに関し、子供や保護者、地域の方々から寄せられた相談への対応
- ・ 秋田駅周辺や郊外商業地域における巡回を通じた街頭補導活動や子供に対する声掛け活動
- ・ 学校における非行・犯罪被害防止教室や情報モラル教室、薬物乱用防止教室などを行っています。

※ 平成21年4月開設、子供に関する相談受理等の活動を行う施設（JR秋田駅東口のアルヴェ3階を拠点に活動）

4 少年の非行防止対策

■少年非行の概況

県内における平成30年中の非行少年は118人で、前年に比べて16人（11.9%）減少しています。また、飲酒、喫煙や深夜はいかい等で補導された不良行為少年は668人で、前年に比べて49人（6.8%）減少しています。

非行少年等の検挙・補導状況（過去5年）

非 行 少 年	区分	年次	平26	27	28	29	30
	総数		247 (30)	217 (31)	157 (23)	134 (18)	118 (21)
少 年	犯罪少年		196 (27)	170 (26)	108 (13)	74 (11)	84 (13)
	触法少年		49 (2)	46 (5)	49 (10)	60 (7)	32 (6)
年	ぐ犯少年		2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	不良行為少年		1,524 (335)	975 (226)	899 (220)	717 (200)	668 (203)

（注）犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者

（ ）内は女子で内数

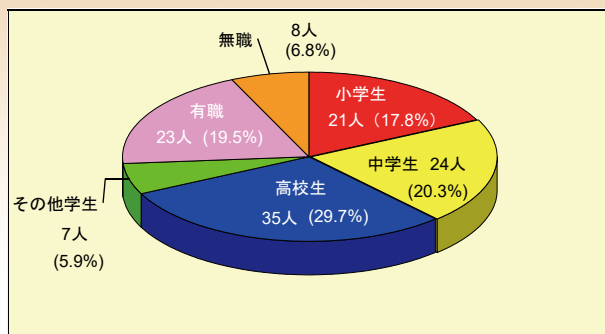
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者

ぐ犯少年：将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者

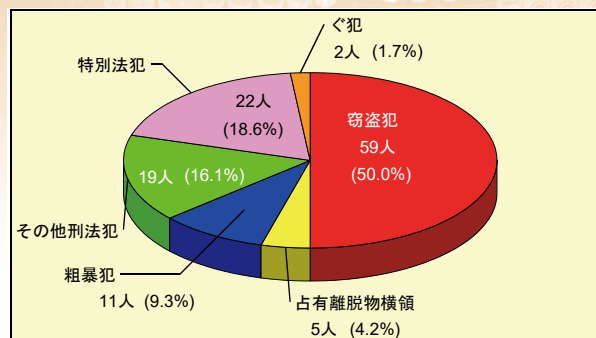
不良行為少年：飲酒、喫煙、深夜はいかい等自己又は他人の徳性を害する行為をした者

■平成30年中の少年非行の主な特徴

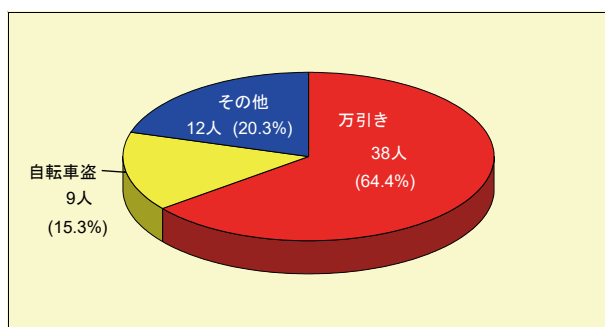
非行少年の学職別



非行少年の罪種別等



窃盗犯の内訳



- ・ 非行少年は、高校生、中学生、有職少年の順に多く、高校生と中学生で全体の半数を占めています。
- ・ 窃盗犯として検挙・補導された少年が非行少年全体の半数を占めており、そのうち万引きで検挙・補導された少年は64.4%です。

※ 構成比は四捨五入してあるため、総計が必ずしも100%にならない場合があります。

●インターネットの利用に起因する犯罪被害から少年を守る活動



近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広がっています。インターネット上には残酷な暴力シーンや過激な性描写等を含むものなど、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、スマートフォン等からSNS等を利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が後を絶ちません。

県警察では、情報モラル教室や広報活動等を通して、少年や保護者にフィルタリング機能の利用を呼び掛けるとともに、携帯電話販売店等に対しても販売時におけるフィルタリングの推奨を要請するなど、インターネットの利用に起因する少年の非行防止と犯罪被害防止活動を行っています。

●少年の薬物乱用防止活動

県警察では、少年の薬物乱用を防止するため、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めるとともに、教育委員会や学校等と連携して、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンを実施しています。

薬物乱用防止広報車は、子供にも分かりやすい視聴覚教材の広報用モニターや、様々な薬物の標本等を装備し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、薬物を許さない社会環境づくりの推進に貢献しています。



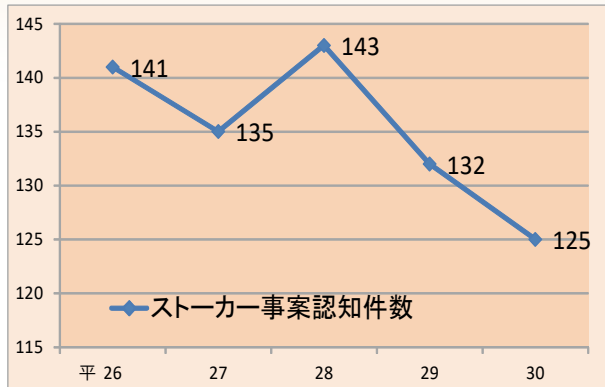
薬物乱用防止広報車によるキャンペーン

5 女性を守る対策

■ストーカー事案への対応

県警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律や刑法等の法令を適用して、ストーカー行為者の検挙に努めているほか、被害者の意思等を踏まえて警告や禁止命令、必要な援助等の行政措置を講じるなど、被害者の安全確保に努めています。

ストーカー事案取扱件数の推移



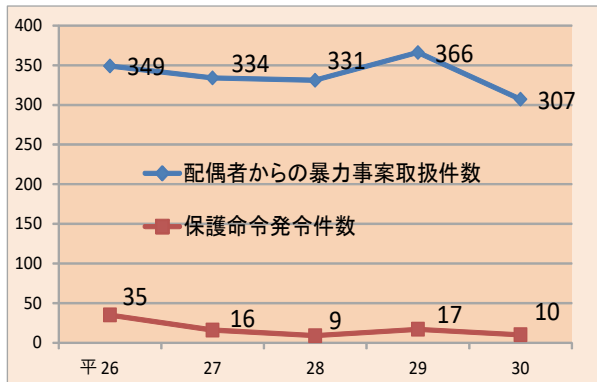
ストーカー事案検挙件数の推移

区分 年次	検挙件数	法検挙	他法令検挙	警告	禁止命令
平26	21	10	11	32	3
27	29	10	19	36	3
28	30	14	16	33	2
29	34	13	21	34	9
30	17	9	8	22	17
増 減	△17	△4	△13	△12	8

■配偶者からの暴力事案への対応

県警察では、配偶者からの暴力事案に対して、暴行等の違法行為者の検挙に努めているほか、被害者の意思等を踏まえ、加害者に対する指導・警告等の措置、避難に対する支援を行うなど、被害者の安全確保に努めています。

配偶者からの暴力事案認知件数の推移



配偶者からの暴力事案の検挙状況等

区分 年次	検挙件数	法検挙	他法令検挙	保護命令
平26	37	4	33	35
27	44	2	42	16
28	31	0	31	9
29	29	0	29	17
30	20	0	20	10
増 減	△9	0	△9	△7

※ ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、被害が大きくなる前に最寄りの警察署に相談してください。



6 交番・駐在所等の活動

■事件・事故への即応

県内の交番（48か所）、駐在所（100か所）等の警察官は、事件・事故が発生した際、直ちに現場に向かい犯人の逮捕等の活動を行っています。

県警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署への指令を行うシステムを整備するとともに、事件・事故に即応するため、パトカー等の活用による機動力の強化に努めています。



事件・事故現場に向かう警察官

■パトロール活動等

地域警察官は、昼夜を分かたず常に警戒態勢を保ち、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っています。

また、各家庭等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等の指導や地域住民の意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っています。



巡回連絡中の警察官



パトロール中の警察官

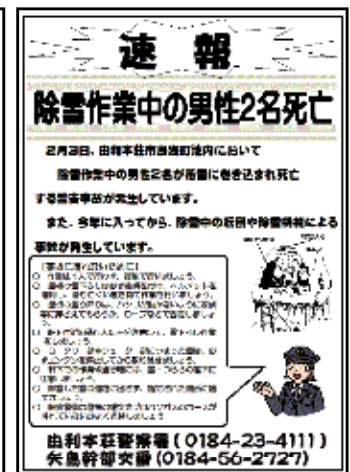
■情報発信活動

交番・駐在所等では、地域の身近な出来事や事件・事故情報等をミニ広報紙や交番・駐在所速報で発信したり、事件・事故の被害防止のため、コミュニティFM、防災無線等を利用してタイムリーに情報を提供しています。

平成30年中は、ミニ広報紙を約312万枚、交番・駐在所速報を延べ383回発行しました。



ミニ広報紙



交番・駐在所速報

■交番支援機能の充実

地域住民からの「パトロールを強化してほしい。」「交番に警察官がいてほしい。」という要望に応えるため、全ての交番に交番相談員を配置しています。

また、緊急通報装置を設置し、警察官と交番相談員が不在の時でも警察署と連絡がとれるようにするなど交番の支援機能の充実を図っています。



交番相談員

緊急通報装置の仕組み



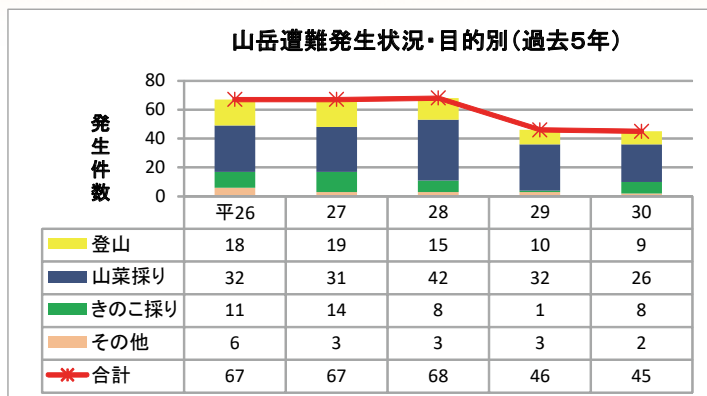
7 山岳遭難・水難救助活動

平成30年は、山岳遭難・水難救助活動で延べ550人の警察官が出動しました。

県警察では、山岳遭難救助隊による合同訓練、沿岸部警察署を中心とした水難救助訓練を実施するなど救助技術の向上に努めています。

■ 山岳遭難発生状況・目的別

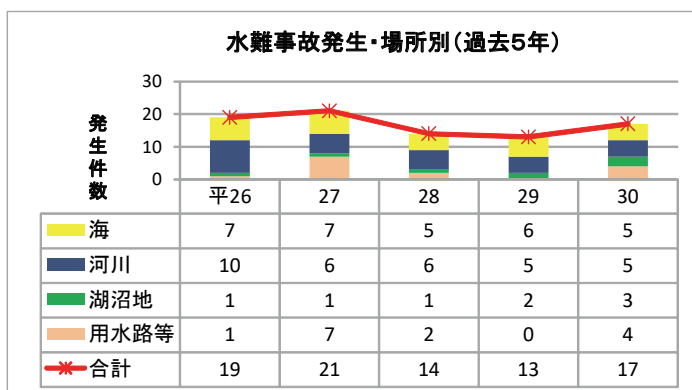
平成30年中の山岳遭難は45件発生し、うち山菜採りによる遭難が26件で全体の約6割を占めています。



山岳遭難救助隊による救助訓練

■ 水難事故発生状況・場所別

平成30年中の水難は17件発生し、うち海と河川での事故が10件で全体の約6割を占めています。



水難救助訓練

■ 県警ヘリ「やまどり」の活動

県警察航空隊は、ヘリコプター「やまどり」を運航し、登山・山菜採り・きのこ採り等の山岳遭難、海・川・湖沼等における水難者の捜索・救助活動を行っています。

「やまどり」の出動状況(過去5年)

年次 区分	平26	27	28	29	30
出動回数	184	205	251	229	205
救助出動回数	41	86	56	50	57
収容救助人員	6	15	16	13	24
(うち死亡者)	(3)	(5)	(2)	(5)	(7)



警察用航空機「やまどり」による救助訓練

8 警察安全相談の充実強化

■警察安全相談活動

県警察では、県民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警察本部広報広聴課に「県民安全相談センター」を、県内の各警察署に「住民安全相談所」を設置して警察官や専門相談員が対応しています。相談は24時間受け付けています。

秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

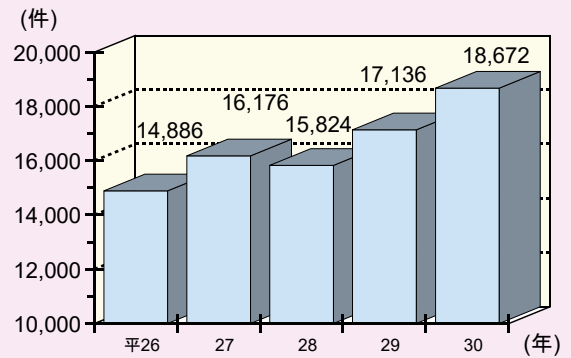
■相談受理件数の推移

平成30年中は、前年に比べ1,536件（9%）増加しました。警察本部が2,538件で前年比257件減少し、警察署が16,134件で前年比1,793件増加しました。

■平成30年中の相談の主な特徴

相談内容は、防犯、交通、民事問題など多岐にわたっていますが、平成30年中は、特殊詐欺に関する相談が前年に比べ772件増加しました。

警察安全相談受理状況（平成26～30年）



主な相談内容

パトロール要望、迷惑電話に関すること。
土地、家屋等の契約、多重債務に関すること。
非行、いじめ、家庭内暴力に関すること。
訪問販売等の特定商取引、利殖勧誘、ヤミ金に関すること。
廃棄物、騒音、振動に関すること。
インターネットを利用した詐欺、誹謗中傷に関すること。
特殊詐欺に関すること。
違法駐車、暴走車両などの交通指導取締りに関すること。

■関係機関・団体との連携の強化

様々な相談や要望に応えるため、警察本部では「県民相談に係る関係機関等連絡協議会」を、各警察署では地区相談機関等ネットワークを構築し、関係機関・団体と連携した対応を行っています。

平成30年中は、警察本部及び各警察署において、実際の相談事例をもとに、国、県、市町村、福祉関係機関等と連携した対応策等について協議するなど、緊密な連携を図ることが必要とされる相談に適切に対応するための関係強化を図っています。



県民相談に係る関係機関等連絡協議会

9 犯罪被害者支援活動

犯罪や交通事故の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、身体への直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的被害も受けています。警察は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるようになるまで必要な支援を途切れることなく受けられるよう、関係機関・団体と連携した支援活動を行っています。

■警察による犯罪被害者支援

●犯罪被害者等への情報提供

犯罪被害者等に捜査状況等の情報を提供する被害者連絡を行っています。

また、パンフレット「被害者の手引」等を配布するなど、必要な情報をタイムリーに提供するように努めています。



被害者の手引・手記

●相談・カウンセリング体制の整備

不安やショックを受けている犯罪被害者等のため、警察職員による病院への付添い、相談対応などを行っています。

また、心身に不調を感じている方には、臨床心理士によるカウンセリングも行っています。



犯罪被害者のいのちのパネル展

●経済的負担の軽減

犯罪捜査のために必要な診断書等の経費を公費で負担し、経済的負担を軽減しています。

●犯罪被害者等の安全確保

再被害を受けないようにパトロールを強化するなど、安全確保に努めています。

■関係機関・団体との連携の推進

●ネットワークの構築

県警察では、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、県警察本部と各警察署に関係機関・団体とのネットワークを構築しています。

また、自治体や（公社）秋田被害者支援センターと連携し、各種支援活動及び犯罪被害者支援の広報啓発活動を行っています。



命の大切さ学習教室

●社会全体で犯罪被害者等を支える取組

県警察では、小・中学校及び高等学校において、犯罪被害者等による講演「命の大切さ学習教室」を開催するとともに、犯罪被害者等の「声」や「思い」が綴られた手記の作成、「犯罪被害者のいのちのパネル展」の開催などを通じ、犯罪被害者等の心情や支援の必要性等の理解浸透に努めています。

また、犯罪被害者支援大学生ボランティアと共に広報啓発活動を推進するなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪の起きにくい社会づくりに取り組んでいます。



大学生ボランティアによる広報啓発活動

■犯罪被害給付制度

この制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という被害を受けた犯罪被害者に対して国が給付金を支給し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。県警察では犯罪被害給付制度についての教示や必要な手続等を行っています。

第4 生活経済事犯対策の推進

1 生活経済事犯

全国的に、未公開株、社債等の取引や投資勧誘等を仮想し金を集める利殖勧誘事犯や訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う特定商取引等事犯の一部では、被害者に占める高齢者の割合が高くなっています。また、顧客が保有する売掛債権の売買契約を仮想して金銭の貸付けを行った事犯やインターネットを利用して偽ブランド品の販売など知的財産権を侵害する事犯等が後を絶ちません。

当県では、生活経済事犯が県民生活の身近な場所で発生しており、高齢者が被害者となる訪問販売などをはじめとする悪質な特定商取引等事犯が発生しています。県警察では、特に高齢者が被害に遭いやすい悪質生活経済事犯の取締りに重点を置き、被害回復と被害の拡大防止のため、犯罪に利用されている預貯金口座の迅速な凍結依頼や、各事業者等に対するレンタル電話などの契約者確認要求・解約要請を行い、犯罪インフラの無力化を図るとともに、被害に遭わないための広報啓発活動を推進しています。

平成30年の生活経済事犯の法令別検挙状況

事 犯 名	件 数	人 員
出 資 法 違 反	0	0
特 商 法 違 反	1	1
著 作 権 法 違 反	5	4
商 標 法 違 反	3	1
そ の 他	7	5
合 計	16	11



著作権法違反事件の押収品

2 環境事犯

廃棄物の不法投棄や焼却等の不適正処理事犯をはじめ、森林法違反、漁業法違反等の環境事犯は、秋田の自然環境を破壊するとともに、地域住民の日常生活や健康に直接関わる問題です。県警察では、悪質な環境事犯に対する取締りを強化するとともに、関係行政機関と連携しながら、各種警戒活動を推進しています。

平成30年の環境事犯の法令別検挙状況

事 犯 名	件 数	人 員
廃 棄 物 処 理 法 違 反	63	68
うち産業廃棄物事犯	13	16
漁 業 法 等 違 反	4	5
森 林 法 違 反	1	1
合 計	68	74



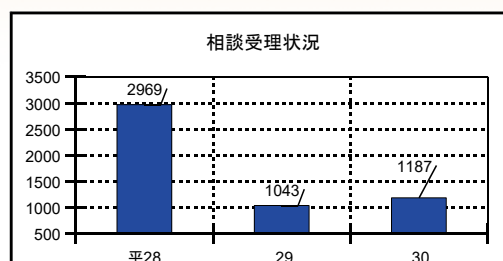
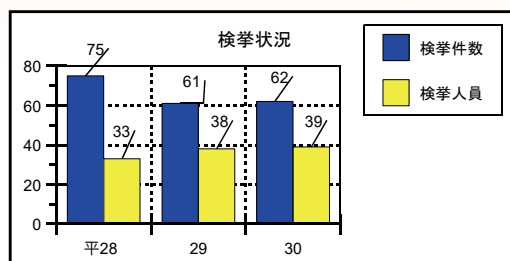
第5 サイバー空間の安全の確保

1 サイバー空間を巡る脅威の情勢

■サイバー犯罪の情勢

県内における平成30年中のサイバー犯罪は、検挙件数が62件（前年比1件増加）、検挙人員が39人（前年比1人増加）となっています。

また、サイバー犯罪に関する相談件数は1,187件（前年比144件増加）となっています。（平成29年から特殊詐欺（架空請求等）に関するサイバー相談は刑事関係に分類されたため、相談件数が大幅に減少しています。）



■サイバー攻撃の情勢

国内外において、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取等を目的として行われるサイバーインテリジェンスのほか、官公庁等のウェブサイトには大量のデータを送りつけられ、サーバ等が機能停止に陥るなど、サイバー攻撃の脅威が問題となっています。

2 サイバー空間の脅威への対処

■総合的なサイバーセキュリティ対策の強化

県警察では、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、サイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、平成30年10月に「秋田県警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を改定しました。

その戦略に基づき、サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤を強化するなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進しています。



サイバーセキュリティ広報啓発活動

■サイバー犯罪への対策

県警察では、サイバー犯罪被害防止のため、

- 相談専用電話（018-865-8110）
- 相談専用Eメール（cyber110_akita@police.pref.akita.jp）

を設けてサイバー犯罪に関する相談や違法・有害情報の通報受理を行っているほか、

- サイバー犯罪被害防止のための研修会や講話
- 秋田県警察大学生サイバーボランティアと連携した各種活動
- 県内のプロバイダなどで構成される「秋田県サイバー防犯連絡協議会」と連携した被害防止のための各種活動等

に取り組んでいます。

■サイバー攻撃への対策

県警察では、重要インフラ事業者で構成される「秋田県サイバーテロ対策協議会」とのセキュリティ情報の共有や研修会等の開催、サイバーテロを想定した訓練を行うなどして、サイバー攻撃による被害の未然防止と発生時の対処能力の向上を図っています。

3 サイバー空間の脅威に対する官民連携の推進

県警察では、中小企業事業者が有する先端技術に関する情報が窃取されたり、同事業者のコンピュータシステムがサイバー攻撃等の踏み台として悪用されないように、産学官が連携して中小企業事業者における適切な対策を促すための広報啓発活動等を推進しています。

第6 組織犯罪対策

1 暴力団対策

■暴力団を取り巻く情勢

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自己の意に沿わない事業者を対象とした報復・見せしめ目的の襲撃事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、依然として社会にとって大きな脅威となっています。

また、近年、みかじめ料要求等の伝統的な資金獲得活動等に加え、組織実態を隠蔽しながら建設業、金融業等各種事業活動へ進出して、一般社会での資金獲得活動を活発化させているほか、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等に関与するなど、その活動分野を更に拡大している状況がうかがわれます。

平成27年には最大の暴力団組織が分裂し、全国各地で対立抗争に起因するとみられる殺人事件等が発生し、さらに新たに結成された組織が内部分裂を起こし、抗争が激化して一般市民が巻き添えに遭うおそれがあるなど予断を許さない情勢が続いています。

■暴力団総合対策

県警察では、暴力団が存在しない安全で安心な暮らしを実現するため、次のような活動をしています。

- ・ 暴力団犯罪取締りの徹底
- ・ 暴力団対策法の効果的な運用
- ・ 暴力団排除条例等を踏まえた社会が一体となった暴力団排除活動の推進
- ・ 暴力団員の離脱支援や離脱者の社会復帰対策

●暴力団犯罪検挙状況

県警察では、平成30年中、暴力団員等31人を検挙しました。

暴力団犯罪検挙状況

年次	平26	27	28	29	30
区分					
刑法犯	18	36	33	20	25
特別法犯	9	7	4	24	6
合計	27	43	37	44	31

●暴力団対策法の効果的な運用

暴力団対策法では、指定暴力団員が所属組織の威力を示して行う暴力的要求行為や暴力団への加入強要等を禁止しており、これら行為を行った暴力団員等に対して、公安委員会が中止命令等を発出することができる旨規定されています。

県警察では、平成30年中、不当贈与要求をした暴力団幹部組員に対して、中止命令3件を発出し、暴力団犯罪の取締りと併せて暴力団対策法の効果的な運用を図っています。

●秋田県暴力団排除条例の積極的な活用

県警察では、社会が一体となった暴力団排除活動を推進するとともに、秋田県暴力団排除条例で禁止されている事業者が暴力団の活動を助長することを目的に利益を供与する事案に対しては、公安委員会による勧告を実施することとしています。

●暴力団排除気運の醸成

平成30年7月25日、秋田市文化会館において、第28回暴力団壊滅秋田県民大会を開催し、県民や関係機関から約1,000人の参加を得て、暴力団が存在しない安全で安心して暮らせる秋田の実現を宣言し、暴力団排除の気運を高めました。



2 薬物銃器対策

■薬物情勢

平成30年中の全国の薬物事犯の検挙人員は、前年に比べ増加の傾向にあり、このうち覚醒剤事犯が全体の約71%を占め、覚醒剤への根強い需要がうかがわれるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にあります。

また、全検挙人員の約39%が暴力団構成員等であるのに対し、会社員や無職など一般人の割合が約61%と高く、最近では社会全体に薬物が蔓延している状況がうかがわれます。

■薬物対策

●需要・供給の遮断

県警察では、末端乱用者の取締りを強化して需要の根絶を図っています。また、船舶、国際郵便、運び屋等による密輸入を水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関と連携して供給の遮断を図る対策を推進しています。

●薬物犯罪検挙状況

平成30年中の県内における薬物事犯の検挙人員は21人（前年比18人減少）で、このうち15人を覚醒剤事犯で検挙しています。

薬物事犯の検挙状況（過去5年）

区分	年次	平26	27	28	29	30
覚醒剤（人）		18	10	20	27	15
その他（人）		5	3	6	12	6
合計		23	13	26	39	21

●危険ドラッグ対策

平成30年中、危険ドラッグ事犯として、1事件1人を検挙しており、全国的に増加している危険ドラッグの海外からの密輸事犯を税関などと連携して取締りを強化しています。

■銃器情勢

全国的に一般国民や民間企業を対象とした暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、国民の平穏な日常生活の脅威となっています。

県内では、平成13年を最後に発砲事件はないものの、平成30年中に軍用拳銃を2丁発見・押収しているほか、平成27年にはインターネットオークションに本県関係者が拳銃の実弾と思われる物を出品していた事案も発生しており、サイバー空間における取締りも強化しています。

■銃器対策

●県民の理解と協力の確保

県警察では、「拳銃110番報奨制度」等による情報提供を広く呼び掛け、違法銃器を根絶する取組を推進しています。

●銃器の取締り

県警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進しています。



3 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策

■犯罪のグローバル化・犯罪インフラを取り巻く情勢

最近の来日外国人犯罪の特徴として、犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開等、犯罪のグローバル化の様相を呈しており、治安に対する重大な脅威となっています。

犯罪のグローバル化が進む背景には、国際犯罪組織が、犯罪を助長し、又は容易にする基盤である他人名義の携帯電話や地下銀行などの「犯罪インフラ」を利用して、各種犯罪を効率的に敢行している状況がうかがわれます。

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、基盤そのものが合法であっても、犯罪に悪用されている場合は犯罪インフラと位置づけています。犯罪インフラは、社会の様々な分野に張り巡らされていることから、あらゆる警察活動を通じて情報を収集・分析し、取締り等の対策に還元しています。

●犯罪インフラ事犯の検挙

県北の事業所では、就労が許されていない在留資格しか有しない外国人を雇用し、稼働させていたとして、雇用者側及び稼働者（ともに外国人）を出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長、資格外活動）事件で検挙しています。

●犯罪インフラを生まない環境づくり

警察では、金融機関、携帯電話事業者を始め、各種制度やサービスを所管・提供している関係機関・団体等との間で、犯罪インフラについて情報共有を推進しているほか、犯罪インフラ対策講話を行うなど、その理解と協力を得ながら、関係機関・団体等との連携強化に努めています。



旅券事務市町村職員実務研修会における講話

■ヤード対策の推進

周囲が鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業等に使用していると認められる施設を「ヤード」と呼んでいます。全国では、一部のヤードが盗難車両の解体・不正輸出、不法滞在者の潜伏先などの犯罪の温床となっていることから、立入りによる実態把握と取締り活動を推進しています。

■来日外国人犯罪

県内における平成30年中の来日外国人犯罪は、検挙件数が21件（前年比10件増加）、検挙人員が9人（前年同数）となっています。

来日外国人犯罪の検挙状況（過去5年）

区分		年次					前年比
		平26	27	28	29	30	増減
刑法犯	件数	8	7	15	7	15	+8
	人員	3	6	10	9	6	-3
特別法犯	件数	9	3	11	4	6	+2
	人員	6	2	9	0	3	+3

第7 安全かつ快適な交通の確保

1 平成30年中の交通事故発生状況

平成30年中の秋田県における交通事故発生状況は、

発生件数 1,784件（前年比 250件減少）

死者数 42人（前年比 12人増加）

負傷者数 2,144人（前年比 324人減少）

で、前年と比較して、発生件数は250件、負傷者数は324人減少しましたが、死者数は12人増加しました。

また、65歳以上の高齢者の死者数は27人と全死者数の6割以上を占めています。

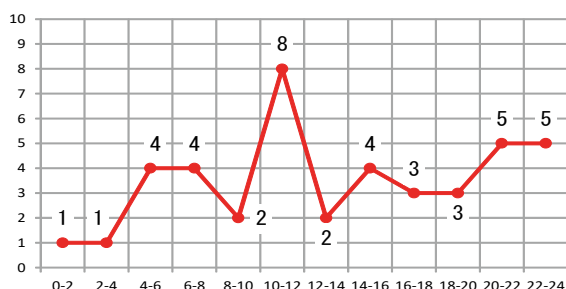
区分	年別	平26	27	28	29	30	前年比	
							増減数	増減率(%)
発生件数(件)		2,270	2,151	2,177	2,034	1,784	△250	△12.3
死者数(人)		37	38	54	30	42	12	40.0
高齢者(人)		30	24	36	20	27	7	35.0
負傷者数(人)		2,819	2,568	2,691	2,468	2,144	△324	△13.1
重傷(人)		359	319	359	320	282	△38	△11.9
軽傷(人)		2,460	2,249	2,332	2,148	1,862	△286	△13.3

2 平成30年中の交通死亡事故の主な特徴

交通事故発生から24時間以内に当事者が死亡した事故の分析結果は次のとおりです。

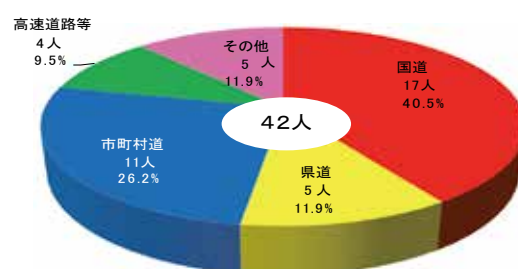
■時間帯別死者数

時間帯別では、10時から12時までが8人と、最も多くなっています。



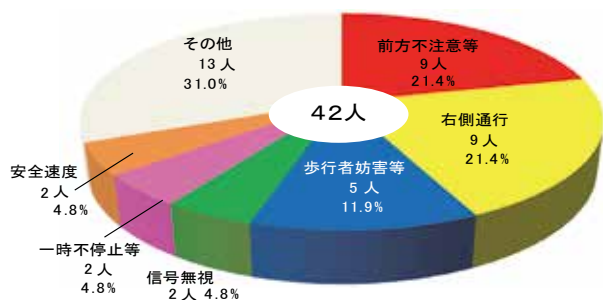
■路線別死者数

路線別では、国道が17人と最も多く、次いで市町村道が11人、県道が5人と続いています。



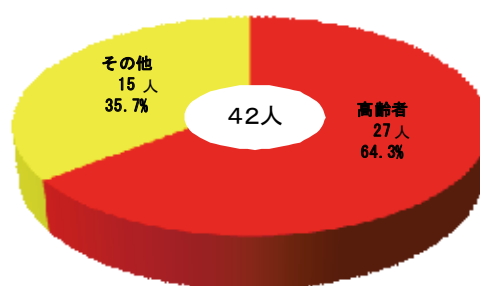
■法令違反別死者数

法令違反別では、前方不注意等と右側通行が各9人で最も多くなっています。



■年齢別死者数

年齢別では、65歳以上の高齢者が27人と最も多く、全体の6割以上を占めています。



3 高速道路における交通事故発生状況

平成30年中の高速道路における交通事故発生件数は17件で、死者数は4人、負傷者数は24人となっています。前年と比較して、発生件数は3件、死者数は4人増加し、負傷者数は1人減少しています。

高速道路における交通事故の特徴は、追突が9件（52.9%）と最も多くなっています。

《参考》

交通事故発生から24時間以内に死亡した方は42人ですが、このほか、24時間経過後30日以内に死亡した方が4人で、合計すると46人となります。

4 交通安全意識の醸成に向けた警察の取組

県警察では、「交通安全 みんなで いつでも いつまでも」をスローガンに、交通事故抑止のための総合対策「交通安全オールウェイズ秋田」を推進し、交通事故のない安全で安心して暮らせる秋田県の実現に取り組んでいます。

■高齢者の交通事故防止対策

●高齢者宅への訪問活動

県内各警察署に配置された高齢者安全・安心アドバイザーが、交通安全講習会などを受ける機会の少ない高齢者の家庭を訪問し、基本的な交通ルールや交通事故に遭わないための安全指導を実施しているほか、寸劇による交通安全教室を開催するなど、高齢者に分かりやすく親しみやすい交通安全指導を実施しています。

●体験型交通安全講習の開催

県警察の交通安全教育車や歩行環境シミュレータなどの交通安全教育機材を活用した講習のほか、ドライブレコーダーの映像を活用した運転講習や安全運転サポート車の体験試乗講習会など、実際に目で見て体感できる参加・体験型の交通安全講習を実施しています。

●反射材の普及促進活動

夕暮れ時から夜間にかけての歩行者の交通事故防止を図るため、反射材の普及促進活動や実際に反射材着用の効果を体験する交通安全教室などを開催しているほか、ドライバーに対する夕暮れ時の早めのライト点灯と対向車や先行車がない状況でのハイビームの活用を呼び掛けています。

●シニア交通安全ステーションの活用

運転免許センター内に「シニア交通安全ステーション」を開設し、高齢者の交通事故発生状況や反射材着用による効果を体験できるコーナーなどを設置し、運転免許更新に訪れた方に対して交通事故防止のための情報発信や交通安全指導を行っています。

■「歩行者ファースト」意識の浸透

横断歩道における交通事故を防止するため、運転者と歩行者がお互いの安全を確認し合う「手で合図し合う運動」を推進し、モデル地区を選定するなどして、同運動の周知と横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透を図っています。

■自転車安全利用対策の推進

中学校・高校を対象に自転車安全利用モデル校を指定し、地域全体への自転車安全利用の普及啓発に取り組んでいるほか、街頭での安全指導、自転車教室等を通じて高齢者、子育て世帯等幅広い自転車利用者に対して自転車の交通ルール・マナー遵守の普及浸透を図っています。



体験型交通安全講習



安全運転サポート車の体験試乗講習会



「手で合図し合う運動」イメージイラスト



スケアード・ストレイト技法による安全教室

5 県民生活に適応した交通環境の整備

歩行者や車両などの道路利用者にとって安全で快適な交通環境を構築するため、各種交通安全施設を整備するとともに、現状の交通環境に即した交通規制の実施や見直しを推進しております。

■交通安全施設等の整備

●交通管制センター

車両感知器や交通監視用カメラなどの装置を用いて多様な交通情報を収集し、それを基にコンピュータで信号機を制御して、安全で円滑な交通流を確保しています。

●信号灯器のLED化

信号灯器の疑似点灯による交通事故を防止するため、電球式灯器を視認性が高いLED式灯器に更新しています。また、LED式灯器は消費電力も少なく、省エネによる地球温暖化対策に効果的です。

●着雪防止型信号灯器

冬期の荒天時でも雪の影響を受けず、信号灯器の色が識別できるよう、着雪防止型の信号灯器の整備を進めています。

●高齢者等歩行者を守る信号機

車両の通行と歩行者等の横断を時間的に分離するための歩車分離式信号機のほか、視覚障害者が安心して横断できるよう、歩行者用灯器の青色点灯時に音を連動させる視覚障害者用付加装置など、高齢者等歩行者を守るための信号機の整備を進めています。

●「ゾーン30」対策の推進

生活道路、通学路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて最高速度を30キロメートル毎時に規制し、通過交通の抑制等を図る「ゾーン30」の整備を進め、歩行者に優しい交通環境の整備に努めています。

ゾーン内には、速度規制標識、看板の設置、道路標示、横断歩道のカラー塗装のほか、物理的デバイス（狭さく）を設置して車両の走行速度の抑制等を図っています。

●自発光式道路標識

薄暮時間帯から夜間の視認性を向上させるため、標識がLEDにより点灯する自発光式道路標識を整備しています。

■交通環境の変化等に即した交通規制

●交通規制の見直し

地域住民・道路利用者等の要望・意見を踏まえ、現状の実態や交通環境に適応し、効果的で分かりやすい交通規制になるよう見直しを進めています。

●道路交通情報の提供

警察や道路管理者が収集した道路交通情報を一元管理し、道路利用者が安全で円滑に通行できるよう、カーナビやラジオ、道路情報板等を用いてリアルタイムに提供しています。



交通管制センター



着雪防止型信号灯器



視覚障害者用付加装置



物理的デバイス



「ゾーン30」の整備



横断歩道のカラー舗装

第8 重大事案への対応及び警衛・警護警備活動

1 災害等への対応

■自然災害への対応状況

平成30年中に発生した主な災害は、大雨や台風によるもので、特に、5月18日の記録的大雨では、河川の増水等により、600棟以上の家屋が浸水被害を受けました。

県警察は、関係機関と連携して、被害を受けた住民の安否確認や浸水した現場周辺での交通整理等の活動を実施しました。

■警察の活動

●訓練の実施

県警察では、災害発生時の迅速的確な対応のため、平素から関係機関との連携を強化するとともに、図上訓練や実動訓練を実施しています。

平成30年中は、高度な救出・救助能力を有する「広域緊急援助隊」の東北六県合同訓練が本県で行われました。



被災地で活動する広域緊急援助隊

●広域緊急援助隊の活動

本県の広域緊急援助隊は、「平成30年7月豪雨」で甚大な被害を受けた広島県と9月に発生した「北海道胆振東部地震」の被災地に緊急出動し、行方不明者の搜索活動等を実施しました。

2 テロの未然防止対策

■官民一体となったテロ対策の推進

●「テロ対策推進・美の国あきたパートナーシップ」

県警察では、「日本一安全で安心な秋田県の実現」という基本理念の下、平成30年11月に「テロ対策推進・美の国あきたパートナーシップ」を設立しました。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする大規模国際イベントの開催を見据え、テロに強い社会の実現・テロの未然防止を推進することを目的として、官民一体となったテロ対策を推進しています。



パートナーシップ設立総会

●爆発物の原料となり得る化学物質の適正管理の推進

県警察では、市販の化学物質を原料に爆発物が製造され使用されないことがないように、化学物質の販売事業者に対する個別訪問や不審購入者対応訓練を行うなどして、保管管理の強化や早期通報を要請しています。

●重要施設及びソフトターゲットの警戒警備

県警察では、重要施設や空港、駅などの公共交通機関のほか、ショッピングモールなど不特定多数の人が集まるソフトターゲット施設における警戒警備を強化しています。

●水際対策の強化

県警察では、海・空からテロリストの侵入を防ぐため、海港及び空港での警戒、さらに沿岸線の警戒を強化しています。



船川港での不審者対応訓練

3 警衛・警護

平成30年中は、明治150年記念「華ひらく皇室文化―明治宮廷を彩る技と美」展御臨席等のため、三笠宮彬子女王殿下が御来県されました。

県警察では、皇室と県民の親和に配慮しながら、御周辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図りました。

また、政府要人等の来県に際し、警護警備を実施して身の安全を確保しました。

第9 県民に開かれた警察活動

1 警察署協議会

警察署の業務運営に地域住民の意向を反映させるため、県内全ての警察署に警察署協議会が設置され、公安委員会から委嘱された120人の委員によって構成されています。

■平成30年中における活動

平成30年中は、延べ60回の会議が開催され、高齢者対策、特殊詐欺被害防止対策、交通事故防止対策などの諮問に対して、委員から活発な提言や要望が出されました。

また、11月には会長会議を開催し、協議会の運営等について情報交換をしました。



警察署協議会会長会議

■提言等に対する主な取組

平成30年中における主な取組は次のとおりです。

- ・ 若手職員による異業種交流会
- ・ 警察署イメージキャラクターの任命
- ・ 地元高校との連携による各種キャンペーン
- ・ 山岳遭難・クマ被害防止啓発チラシの掲示
- ・ 反射材の配布等による普及活動
- ・ 「歩行者ファースト」PR用のぼり旗・チラシの作成
- ・ サポカー乗車体験を含む高齢者体験型交通安全講習
- ・ 不審者・不審船発見時の通報依頼キャンペーン
- ・ テロを想定した合同訓練

各警察署では、警察署協議会の提言や要望を業務運営に反映させています。



提言を反映させた活動

【若手職員による異業種交流会】

2 情報公開制度

県警察では、警察行政の透明性を高め、行政機関としての説明責任を遂行するため、公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書を秋田県情報公開条例に基づき公開しています。

公開請求の受付や相談、案内の窓口は、警察本部内の情報公開センター及び県内各警察署となっています。

情報公開請求の受付及び処理状況(平成30年中)

区分 実施機関	公開請求	決 定		
		全部公開	部分公開	非公開
秋田県公安委員会	0	0	0	0
秋田県警察本部長	190	130	84	5

※ 請求と決定の件数は必ずしも一致しません。

3 苦情の適正な処理

警察法には苦情申出制度が設けられており、県警察の職務執行について苦情がある場合は、苦情を申し出ることができます。

「公安委員会に対する苦情申出制」に基づく苦情は警察本部総務課公安委員会補佐室において、「警察に対する苦情」は警察本部県民安全相談センターにおいてそれぞれ受理し、迅速かつ適正に対応しています。もちろん、各警察署に直接苦情を申し出ることもできます。

4 安全・安心情報の提供

■ホームページによる情報提供

県警察ホームページでは、警察の諸活動や各種犯罪・交通事故の発生状況をはじめとする各種統計等を掲載するなど、県民の皆様が安全に安心して暮らすために必要な情報を常に提供しています。

また、県内14警察署でもホームページを開設し、警察署の紹介、声掛け事案等の不審者情報、地域安全ネットワーク情報などの地域に密着した情報を提供しています。



ホームページアドレス

<http://www.police.pref.akita.jp/>

■広報センター

警察本部第二庁舎1階の「広報センター」では、広く県民の皆様が県警察について知ってもらうことができるよう歴史的資料や略年表、白バイなどを展示しています。

また、警察の各種業務についてクイズ形式で学習ができるタッチパネルシステムを活用したシステムや、指紋採取の鑑識活動体験が行えます。「広報センター」は、児童・生徒のセカンドスクールとしても利用されています。



広報センター

■警察音楽隊

●音の架け橋

警察音楽隊員は、警察本部や警察署で勤務する傍ら演奏訓練を重ね、県市町村主催の各種行事をはじめ、防犯・交通安全教室、各種行事等での演奏を通じて県民と警察の音の架け橋として活動しています。

平成30年は66回の演奏活動（延べ聴衆26,010人）を行いました。



秋田県警察音楽隊

●定期演奏会

昭和56年から毎年、「警察音楽隊定期演奏会」を開催しております。本年は11月23日に能代市文化会館において第39回定期演奏会の開催を予定しております。

また、昭和59年から秋田、青森、岩手の3県による「東北部三県警察音楽隊演奏会」を持ち回りで開催しており、本年は青森県（リンクステーションホール青森）において第35回東北部三県警察音楽隊演奏会を開催予定です。



第34回東北部三県警察音楽隊演奏会

第10 警察活動の基盤

1 県警察の体制

■定員

(平成30年4月1日現在)

警 察 官	警察行政職員	計
1, 989人	388人	2, 377人

2 教育訓練

■警察学校における教育訓練

●採用時教育

新たに採用された職員は、職責を自覚し、使命感を培うとともに、職務の執行に必要な基礎的知識及び技能を修得するため、秋田県警察学校に入校します。

その後、一定期間の職場実習等を経て、警察署等に配置されます。

●昇任時教育

巡査部長（主任）、警部補（係長）、警部（課長・補佐）に昇任した職員は、東北管区警察学校（宮城県）、警察大学校（東京都）等において、幹部として必要な知識等を修得するための教育を受けています。

●専門教育

各警察学校では、特定の業務の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるための教育を行っています。

■職場における教育訓練

●職務執行教育

個々の職員の能力又は職務に応じた個人指導等により、高い倫理観の醸成と職務執行能力の向上を図っています。

●術科訓練

各種事件事故に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道・剣道、逮捕術、拳銃操法等の術科訓練を行っています。

特に、実際に発生する可能性の高い事件を想定した実戦的訓練の強化を図っています。



警察学校における教育



全県逮捕術大会



交番における実戦的訓練

採用時教育

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
警察官A (大卒)	初任科 (6か月)																						1年 3月
	県警察学校																						
警察官B (大卒以外)	初任科 (10か月)																						1年 9月
	県警察学校																						
警察 行政職員	初任科 (1か月)																						1月
	県警察学校																						

3 県警察の装備

県警察では、警察活動を効率的に行うために必要な車両や船舶、その他治安情勢に応じた装備の充実に努めています。

■車両

警察用車両には、パトカー、捜査用車、交通事故処理車、移動交番車、白バイのほか、機動隊用の特殊車両などがあり、県内各警察署などに配備しています。

警察用車両は、警察機動力の要として、事件事故の捜査、犯罪の予防、交通取締り、災害発生時における人命救助など、安全で安心な県民生活を守るため、警察活動全般にわたり活用しています。



■船舶

平成8年、警備用船艇として双胴艇「あおさぎ」（全長8メートル、赤色回転灯・サイレン・レーダーを装備）を秋田臨港警察署に配備しています。

「あおさぎ」は日本海沿岸の水上パトロールを行い、拳銃や覚醒剤などの密輸事犯、公害事犯、密入国者の取締り、水難救助などの水上警察活動を行っています。



■航空機

平成12年、警察用航空機としてヘリコプター「やまどり」を警察航空隊に配備しています。機体は10人乗りの川崎式BK117C-1型ヘリコプターで、ヘリコプターテレビシステムを装備しています。

「やまどり」は、遭難者の捜索・救助をはじめ、事件捜査や警備、交通活動など、様々な活動を行っています。



4 警察活動を支える情報管理

■秋田県警察総合情報システム（秋田P-WAN）

秋田県警察総合情報システムは、情報システムの共通基盤として警察業務の効率化のために整備されたもので、警察署等の活動を支援しているほか、警察本部と警察署間の情報交換や連絡に活用しています。

■総合運転者管理システム

総合運転者管理システムは、運転免許証の即日交付や優良運転者の更新手続きの簡素化等による利便性の向上のほか、不正取得の防止や、危険運転者の早期排除に活用しています。

また、運転免許証をICカード化することにより、偽変造の防止やプライバシーの保護などの安全対策をしています。



更新自動受付機



運転免許証

■警察情報管理システム

警察情報管理システムは、全国の警察機関が犯罪捜査や警察行政に必要な情報を共有しているもので、代表的なものでは、照会センターを24時間体制で運用し、照会に迅速に回答することにより犯人の検挙や被害品の発見など、第一線の警察活動を支えています。



◆お知らせ◆

■2019年度警察官採用試験の実施予定

◎試験の区分及び日程(予定)

試験区分	受験案内・申込書の配布月日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
警察官A 女性警察官A (大卒又は大卒見込み)	5月10日(金)	5月10日(金) ～ 6月5日(水)	7月13日(土) 7月14日(日)	8月上旬 及び 8月下旬・9月上旬	9月上旬
警察官B 女性警察官B (A区分以外)	7月24日(水)	7月24日(水) ～ 8月23日(金)	9月21日(土) 9月22日(日)	10月下旬 及び 11月中旬	11月下旬

※ 詳しい日程、採用予定人員及び受験資格は、秋田県人事委員会から公表されます。

◎試験の種目及び方法(予定)

第一次試験

試験種目	方法・内容
教養試験 (択一式50問120分)	警察官として必要な一般知識及び能力についての筆記試験 (社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈)
論(作)文試験 (記述式1題60分)	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験
体力試験 (5種目)	警察官として職務遂行に必要な体力についての実技試験 (握力、立ち幅跳び、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン)

第二次試験

試験種目	方法・内容
口述試験	人物についての集団面接及び個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
身体精密検査	健康診断書の提出による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての検査

※ 採用試験の詳細は、各試験区分の受験案内を確認してください。

○採用に関するお問合せ先

秋田県警察本部 警務課人事・採用係 (採用フリーダイヤル 0120-863314)

窓口のご案内

事件・事故等でお急ぎの場合は、110番通報してください

1 各種届出

● 盗難、暴力被害、交通事故の届け出

110番
又は、近くの警察署・交番・駐在所へ

● 行方不明者の届け出

各警察署生活安全課へ

● 登山の届け出

警察本部地域課へ または山岳を
管轄する警察署、交番、駐在所へ

2 警察本部等への相談

● 警察安全相談

警察署住民安全相談所又は県民安全相談センターへ #9110 (プッシュホン)
または(018)864-9110
FAX (018)864-8999

● 警察への要望・意見・苦情等

各警察署広報広聴係
または、県民の声110番へ
電話・手紙・ホームページでも受け付けています。
(018)824-0110
FAX (018)864-8999

● 性犯罪被害等の相談

警察本部捜査第一課
性犯罪被害相談電話
#8103(ハートさん) (プッシュホン)
0120-028-110(フリーダイヤル)

● サイバー犯罪の相談・情報

サイバー犯罪110番
(018)865-8110
E-Mail: cyber110_akita@police.pref.akita.jp

● 少年の悩み事相談

やまびこ電話
チャイルド・セーフティ・センター
警察署少年サポートセンター
(018)824-1212(FAX・電話兼用)
(018)831-3421

● 犯罪や交通事故の被害に関する悩み相談 (公社)秋田被害者支援センター

(018)893-5937
0120-62-8010(フリーダイヤル)
(月～金 10:00～16:00 祝日、年末年始を除く)

● 暴力団に関する相談

(公財)暴力団壊滅秋田県民会議
(018)824-8989
0120-893-184(フリーダイヤル)
(月～金 9:00～17:00 祝日、年末年始を除く)

● 薬物・拳銃・虐待・人身取引等の情報提供 匿名通報ダイヤル

24時間オンライン受付
モバイル用サイト
0120-924-839(フリーダイヤル)
(月～金 9:00～18:15)
www.tokumei24.jp
www.tokumei24.jp/i

3 各種お問い合わせ先

● 自動車運転免許に関するお問い合わせ

更新・再交付・国外免許に関する相談 (018)824-3738
試験・免許証の失効手続きに関する相談 (018)862-7570
停止等行政処分に関する相談 (018)824-3822
病気の方の免許取得、更新等運転適性に関する相談 (018)824-0660

● 運転免許テレホンサービス

更新手続き (018)824-6100
免許試験 (018)824-6200
再交付手続き (018)824-6300
免許証の失効手続き (018)824-6400
国外免許手続き (018)824-6500

● 交通情報(日本道路交通情報センター)

携帯短縮ダイヤル
全国共通ダイヤル
全国高速ダイヤル
東北地方高速情報
秋田情報
#8011(携帯・PHS専用)
050-3369-6666(音声ガイダンス)
050-3369-6700(自動応答専用)
050-3369-6761
050-3369-6605

4 各種申込み

● 警察本部庁舎の見学申込み

警察本部広報広聴課 (018)863-1111

● 警察音楽隊の演奏申込み

各警察署広報広聴係
または警察本部広報広聴課へ

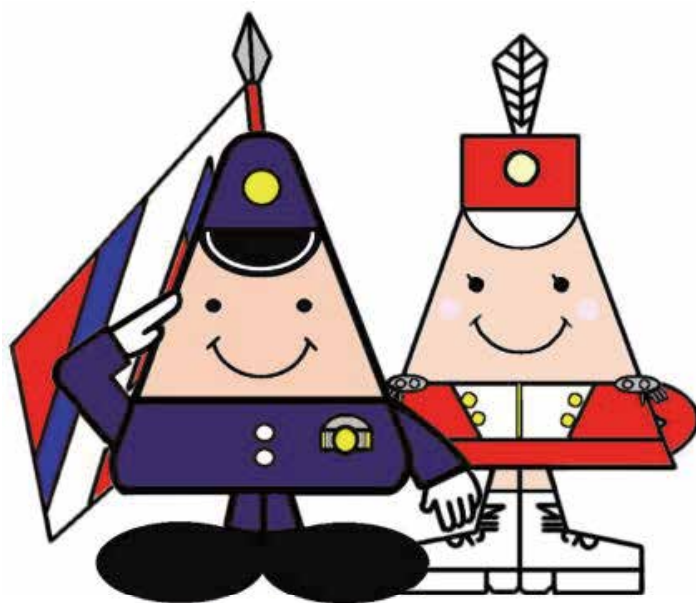
5 その他 各種情報発信、警察官採用試験情報

● 秋田県警察 Twitter

アカウント名「秋田県警察本部」 「@akita_mamoru.ai」

● 秋田県警察 LINE

アカウント名「秋田県警察 採用係」 「@won6978f」



発行 平成31年4月1日

秋田県警察本部 警務部広報広聴課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

ホームページ <http://www.police.pref.akita.jp/>